

先進医療の新規届出技術について
(届出状況/11月受理分)

受理番号	技術名	適応症等	先進医療の内容	医薬品・医療機器情報	保険給付されない費用※1※2 (「先進医療に係る費用」)	保険給付される費用※2 (「保険外併用療養費」)	保険外併用療養費分に係る一部負担金	先進医療A又はB (事務局案)	受理日 ※3
001	肝硬変症に対する自己骨髄細胞投与療法	C型肝炎ウイルスに起因する肝硬変	別紙1-1	別紙1-2	87万4千円	80万2千円	34万6千円	先進医療B	H24.10.24
002	早期乳がんに対するラジオ波熱焼灼療法	早期乳がん	別紙2-1	別紙2-2	17万1千円	18万1千円	7万8千円	先進医療B	H24.10.29
003	食道癌根治的治療後の難治性良性狭窄に対する生分解性ステント留置術	食道癌根治的治療後の難治性良性狭窄	別紙3-1	別紙3-2	1万1千円	23万4千円	10万円	先進医療B	H24.11.2

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。

※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。

※3 原則として21日以降に受理した場合は翌月分として処理している。

【備考】

○ 先進医療A

- 1 未承認等の医薬品若しくは医療機器の使用又は医薬品若しくは医療機器の適応外使用を伴わない医療技術(4に掲げるものを除く。)
- 2 以下のような医療技術であって、当該検査薬等の使用による人体への影響が極めて小さいもの
 - (1)未承認等の体外診断薬の使用又は体外診断薬の適応外使用を伴う医療技術
 - (2)未承認等の検査薬の使用又は検査薬の適応外使用を伴う医療技術

○ 先進医療B

- 3 未承認等の医薬品若しくは医療機器の使用又は医薬品若しくは医療機器の適応外使用を伴う医療技術(2に掲げるものを除く。)
- 4 未承認等の医薬品若しくは医療機器の使用又は医薬品若しくは医療機器の適応外使用を伴わない医療技術であって、当該医療技術の安全性、有効性等に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等について特に重点的な観察・評価を要するものと判断されるもの。